

日本郵政グループにおけるデータガバナンス 取組状況について

2025年1月20日
日本郵政株式会社 DX戦略部データガバナンス室

データ連携ルールの検討 (プライバシー保護に係る対応)

グループ・データガバナンスの取組状況

➤ グループ・データガバナンスの取組として、中期経営計画に掲げたグループ各社が保有するお客さまデータの活用に向けて、お客さまの個人情報保護等にも配慮したルール整備に取り組んでいるところ

- 2023年度は、個人情報保護法等の観点からの根拠整備を実施
- 2024年度は、郵便局データ活用推進のためのデータガバナンス体制構築にあたってプライバシーガバナンスの観点からの取組が要請されていることを踏まえ、プライバシー保護等にも十分に配慮したデータ連携ルールの整備を検討

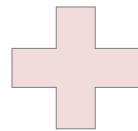


- 「個人データのグループ内共同利用」にあたっては、個人情報保護法上の要件への対応に加えて、グループ統制上の要件にも対応することによって初めて実施することが可能
- グループ統制上の要件としては、日本郵政による事前承認・同意の対象とし、共同利用当事者による事前申請手続を経て、日本郵政所管部署(2線)が法令等への適合について検証・確認

個人情報保護法上の要件への対応

同法において求められている以下の事項について、日本郵政のHP上で公表

- ①共同利用をする旨
- ②共同して利用される個人データの項目
- ③共同利用者の範囲
- ④共同利用者の利用目的
- ⑤個人データの管理責任者の名称、住所、および代表者氏名（管理責任者が法人である場合）



グループ統制上の要件への対応
(事前申請手続(事前承認・事前協議))

グループ統制上の要件

- ▶ 日本郵政は、事業子会社(日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命)とグループ協定等を締結し、グループ共通の理念、方針その他のグループ運営に係る基本的事項について合意
- ▶ その中で「個人情報保護」は、グループ全体に重大な影響を与える事項として位置付けられており、グループ運営を適切かつ円滑に行うために事業子会社と締結しているグループ運営ルール覚書において、個人データの共同利用について事前承認・事前協議事項とすること等を規定

グループ運営ルール覚書（「個人情報保護」）

- ✓ グループ・ガバナンス確保の観点から、グループの個人情報保護に関する基本的な考え方を規定
- ✓ 個人情報のグループ内共同利用について、日本郵政による事前承認・事前協議事項と規定
- ✓ 共同利用する場合はグループとしての統一的かつ具体的な取扱基準を周知徹底することを規定



グループとしての統一的かつ具体的な取扱基準

- ✓ 「個人情報保護法ガイドライン(通則編)」において共同利用を実施する場合にあらかじめ取り決めておくことが望ましいとされている事項を中心に、グループ内共同利用にあたって必要な共通的事項を規定
- ✓ 個別の共同利用施策ごとに取り決める必要がある詳細な事項については、別に共同利用当事者間で定める旨を規定

3-6-3 第三者に該当しない場合（法第27条第5項・第6項関係）

(3) 共同利用（法第27条第5項第3号関係）

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、次の①から⑤までの情報（※）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない。

- ①共同利用をする旨
- ②共同して利用される個人データの項目
- ③共同して利用する者の範囲
- ④利用する者の利用目的
- ⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（※）事業者が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、上記①から⑤までの情報のほか、例えば、次の（ア）から（カ）までの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

- （ア）共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み）
- （イ）各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先
- （ウ）共同利用する個人データの取扱いに関する事項
 - 個人データの漏えい等防止に関する事項
 - 目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止
 - 共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項
- （エ）共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置
- （オ）共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
- （カ）共同利用を終了する際の手続

- ▶ プライバシー保護等にも十分に配慮したデータ連携ルールの整備を図るための取組について、プライバシーガバナンスガイドブック(総務省・経産省)を参考に検討
- ▶ これらの取組について検討した結果、グループ運営ルール覚書等の規程類について、プライバシー保護要素を追記する方向で調整中



具体的な追記方針は以下のとおり

1. グループ運営ルール覚書

「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月閣決)を踏まえ、「個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接に関連を有するもの」であることを明確にし、これをグループ4社の個人情報保護に関する基本的な考え方として明記

2. グループの統一的かつ具体的な取扱基準

グループ内での共同利用施策の検討時、従前の法令遵守だけではなく、プライバシーに係るチェックの仕組みを導入し、個人情報保護に対しプライバシー観点から取り組むことを明記

※プライバシーのチェック項目は、プライバシーガバナンスガイドブックで例示されているパーソナルデータのライフサイクルの各段階におけるプライバシー問題の16類型を参考に、共同利用の内容に応じて実効性を有するものを設定

覚書に追記する文言については、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更※)の文言を参考に作成 ※個人情報とプライバシーの関係に言及

政府は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「個人情報の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

基本方針は、「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という法第1条の目的を実現するため、法第7条に基づき、個人情報の保護に関する施策の推進の基本的な方向及び国が講ずべき措置を定めるとともに、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体等が講ずべき措置に関する基本的な事項等を示すものである。

政府として、官民の幅広い主体による地域や国境を越えた政策、事務及び事業において、**この基本方針に則して、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請する**ものである。

(略)

(2) 法の基本理念と制度の考え方

法第3条は、**個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない**との基本理念を示している。（後略）

① 個人情報の保護と有用性への配慮

法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、**法第3条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的**としている。他方、デジタル技術の活用による個人情報等の多様な利用が、個人のニーズの的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現し、政策や事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることに配慮しているところである。

個人情報の保護と有用性に関するこの法の考え方は、各主体における実際の個人情報等の取扱いにおいても、十分に踏まえる必要があり、個人情報の保護に関する施策を推進するに当たっては、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められる。

②以下 (略)

(参考) チェックリスト作成のベースとなるプライバシー問題の類型①

以下「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.3」(2023年4月総務省・経済産業省) から抜粋

プライバシー問題の類型		概要
1. データ収集	①監視による収集	継続的なモニタリングにより、個人に対して不安や居心地が悪い感情を与えてないか
	②高圧的・威圧的な質問による収集	個人に圧力をかけて情報を詐索してないか、深く探るような質問で個人が強制を感じ、不安になってないか
2. データ処理	③集約	ある個人の情報の断片を集め、それにより、個人が想像しなかった新しい事実が明らかになることにより、個人の期待を裏切ってないか
	④個人への結び付け	あらゆるデータを個人に結び付けることで、個人にとって害のある情報も結び付けられてしまい、個人に不安、不満を与えてないか
	⑤情報セキュリティ対策の不備	パーソナルデータの適切な保護ができないことによって、個人に対して不利益を被るようなことが起こってないか
	⑥目的外利用	個人の同意なしに当初の目的とは違うデータ利用を実施し、個人を裏切るような行為になってないか
	⑦本人関与の不全	個人のデータの開示・訂正の権利を与えない等、重要な意思決定に対して個人のコントロールが効かないようになっていないか

(参考) チェックリスト作成のベースとなるプライバシー問題の類型②

プライバシー問題の類型	概要
3. データ拡散	⑧守秘義務違反 特定の関係における信頼関係により取得した個人のデータを他社に開示するなどで、(暴露されたデータの性質にかかわらず) その関係性を破壊していないか。個人へ裏切りの感情を与えてないか
	⑨不適切な第三者提供 個人のデータを第三者へ開示されることで、二次利用先で更なるプライバシー問題が生じていないか
	⑩暴露 生活の諸側面を他者へ暴露することにより、深刻な恥辱を経験し、個人の社会参加能力を妨害することになっていないか。
	⑪アクセス制御の不備 パーソナルデータへの他者のアクセス可能性を増大させ「開示」のリスクを高めていないか。
	⑫力関係を利用した強要行為 パーソナルデータの暴露、他者への開示などを条件にとるなど、強力な権力関係が作り出され、個人が支配され、コントロールされる事態になっていないか。
	⑬未承諾の流用、盗用 他者のアイデンティティやパーソナリティ (例として、名前、肖像等が挙げられるが、これらに限らない) を許可なく誰かの目的のために用いることで、個人が自分自身を社会に対してどのように掲示するのかについてのコントロールを失わせ、自分自身を物語る著作性における個人の自由へ介入することになっていないか。
	⑭情報操作・虚偽情報 個人が他者に知覚され判断される見方を操作し、虚偽や、誤解を招くような情報を示すことで、個人の恥辱やスティグマ、評判上の危害に帰結することはないか。自己アイデンティティと公共的生活に従事する能力に不可欠な、個人の評判や性格を捻じ曲げることになっていないか。それにより、社会的関係の恣意的かつ不相応な歪曲が行われる恐れはないか。
	⑮私的領域への介入 必要以上の個人へのアプローチ (メールや電話等) により、個人の日常の習慣が妨げられ、居心地が悪く不安な感情を引き起こされてないか。
4. 個人への直接的な介入	⑯意思決定への干渉 個人の生活において重要な意思決定に対して AI を用いている場合等において、決定方法が不透明で、個人に萎縮効果が働いてないか。

- 年度内のルール化・合意・意思決定を目指す
- また、プライバシー保護責任者の指名等のプライバシーガバナンスに係る取組については、来年度以降、引き続き検討予定

背景

- ・技術の発展により、データ利活用が拡大する中で、プライバシーへの影響も多様化、深刻化
- ・国内外の法規制が厳格になり、プライバシー問題を経営問題として認識する必要

目的

- ・Society5.0の時代で、DXを推進する企業が社会からの信頼を獲得するためのプライバシーガバナンスの構築に向けて、取り組むべきことの指針を提供

プライバシーガバナンスの重要項目

要件1：
プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化

体制の構築

要件2：
プライバシー保護責任者の指名

企業内のプライバシーに係る文化の醸成

要件3：
プライバシーへの取組に対するリソース投入

消費者とのコミュニケーション

その他のステークホルダーとのコミュニケーション

出典：総務省・経済産業省「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」

E.o.F